

■第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条は工事遂行中に賃金や資機材価格が変動した場合に契約金額を変更することを定めた条項で、第1項は以下の内容となっています。

「発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる」。

この条項は「スライド条項」や「インフレ条項」と呼ばれていますが「物価変動条項」と呼ぶべきです。第1項の主語は「発注者又は受注者」となっており、物価が上昇した場合の増額だけでなく、物価が低下した場合、発注者が減額要求を行うこととなります。

この条項の適用条件は、契約締結後1年間が経過した後、賃金や物価水準が変化した場合となり、調整対象は日本国内の人工費や資機材であり、建築工事に使用する石材、パネル等の海外調達品は対象外となります。

第2項は「発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならぬ」としています。

このように、発注者または受注者が請負代金額の変更協議を申し出ない限り条項の適用はありません。また、適用を申し出た期日以前に終了した工事部分は適用外となり、変動額の内1・5%を超えた部分を変更対象としています。つまり変動幅が2%であっても0・5%しか変更対象としないということになります。1・5%の適用対象外枠設定の経緯は次回詳しく述べますが、国際建設契約約款の物価変動調整条項はこういった条件はありません。

第3項は以下の内容となっています。「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、（内訳書及び）（A）「」に基づき発注者と受注者とが協議して定める。（B）物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合あっては、発注者が定め、受注者に通知する。注「（内訳書及び）

の部分は、第3条（B）を使用する場合には削除する。

（A）は、変動前残工事代金額の算定の基準とすべき資料につき、あらかじめ、発注者及び受注者が具体的に定め得る場合に使用する。「」の部分は、この場合に当該資料の名称（たとえば、国又は国に準ずる機関が作成して定期的に公表する資料の名称）を記入する。〇の部分には、工期及び請負代金額を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する」。

このように（A）は公的機関の発行する資料を予め特定し物価変更実態を特定する条項内容となっています。一方、（B）は「物価指数等に基づき」と述べているだけです。問題は、国土交通省の地方整備局をはじめとしてほとんどの発注機関が（B）を採用していることです。

この場合、変動金額交渉は起算日や算定基礎の確定から行わなければならず、発注者および受注者によって交渉方法が大きく変わり、契約の公平性や客観性が損なわれる要素を秘めています。

第4項は以下のとおりです。「第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。このように、複数回の契約金額変更が可能となります。

第5項では「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる」としており、全般的な価格変動だけでなく、セメントや鉄筋等の主要工事材料の価格変動にも対応することが定められています。

第6項は「予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる」としており、特別な経済変動の対応も規定しています。

このように物価変動条項は、①全般的な変動、②主要工事材料の価格変動、そして③急激な経済変動の3ケースに対応することになります。今回は第7項と第8項、25条制定の経緯について述べていくことにします。

（高知工科大名誉教授、東京都大客員教授）

▶ 次回掲載予定は8月22日

物価変動条項について（その1）